

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

(2008年版)

【はじめに】

本書は、平成20年3月期(平成19年4月～平成20年3月)における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」

当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」

定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」

当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」

平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」

株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」

当社の役員の氏名等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」

当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」

内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」

当社の平成19年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a)純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(* 純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という)と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という)とがあり同法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b)純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(c)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

純資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(* 「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された純資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f)負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)}$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記の(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えますが、単純な純資産と負債の比率ではなく、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び株式会社日本商品清算機構に分離保管された預り証拠金を負債から除して計算したものが、より実態を表しています。

(g)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

会 社 の 概 況

会社名等

商品取引員名 三菱商事フューチャーズ証券株式会社
 代表者名 代表取締役社長 福田 良一
 所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号
 電話番号 03-3668-0651

会社の沿革

当社は、商品先物取引の受託業務を目的として、平成3年8月三菱商事株式会社の全額出資により商号を「エム・シ・エフ・エフ株式会社」として設立され、平成3年11月豊加商事株式会社を吸収合併の上、平成4年1月「三菱商事フューチャーズ株式会社」に社名変更し、本格的に営業活動を開始しました。平成13年1月に、外国為替証拠金取引を開始し、平成18年4月には証券業及び金融先物取引業の登録を完了し、これを機に、社名を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更しています。

年 月	概 要
平成 3年 8月	商品先物取引の受託業務を目的として、エム・シ・エフ・エフ株式会社を東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目28番4号に設立。資本金12億円。
平成 3年 11月	豊加商事株式会社と合併。商号を豊加商事株式会社とする。 資本金を16億円に増資。
平成 4年 1月	商号を「三菱商事フューチャーズ株式会社」に変更し、同時に本社を東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号に移転。 通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場取引員の許可取得。 池袋支店を閉鎖。
平成 4年 2月	丸の内支店開設。
平成 4年 4月	宇都宮支店の住所を栃木県宇都宮市本町13番14号に移転。
平成 5年 1月	資本金を6億円に減資。 資本金を16億円に増資。
平成 5年 4月	通商産業大臣より大阪繊維取引所綿糸市場取引員の許可取得。 大阪支店を開設。
平成 5年 5月	静岡支店を閉鎖。
平成 6年 7月	本社を東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号に移転。同時に横浜支店を閉鎖し、本社営業部に統合。
平成 7年 1月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場取引員の許可取得。
平成 7年 8月	全商品の統一許可更新(東工取・東穀取・大織取・神ゴ取)
平成 7年 10月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可取得。

年 月	概 要
平成 8 年 6月	宇都宮支店を閉鎖。
平成 8 年 8月	福岡支店を開設。
平成 9年 4月	通商産業大臣より 東京工業品取引所アルミニウム市場取引員の許可取得。
平成 11 年 2月	ホーム・トレード取引受託開始。
平成 11 年 6月	丸の内支店を閉鎖。
平成 11 年 7月	通商産業大臣より 東京工業品取引所石油市場取引員 (受託会員) の許可取得。
平成 13年 1月	外国為替直物証拠金取引 取扱い開始。
平成 13年 8月	全商品の統一許可更新 (東工取・東穀取・大商取)。
平成 14年 1月	外国為替直物証拠金取引 インターネット取引 取扱い開始。
平成 14年 2月	経済産業大臣より 中部商品取引所石油市場取引員 (受託会員) の許可取得。
平成 14年 3月	大阪商品取引所 綿糸市場脱退。
平成 14年 4月	名古屋支店を開設。
平成 14年 11月	トライランド・インターナショナル株式会社の業務を継承。
平成 17年 3月	改正商取法に基づく商品取引受託業務の許可更新。
平成 17年 6月	経済産業大臣より 大阪商品取引所ゴム市場取引員 (受託会員) の許可取得。
平成 17年 10月	経済産業大臣より 中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員 (受託会員) の許可取得。
平成 18年 4月	証券業、金融先物取引業の登録を完了。 商号を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更。
平成 18年 7月	オンライン証券取引の受託を開始。
平成 19年 7月	福岡支店を閉鎖。
平成 19年 12月	金融商品取引法施行に伴い、第一種金融商品取引業者として本登録。

会社の目的

- (1) 農水産物、食糧品、果汁、砂糖、繭糸、ゴム、綿糸及び毛糸等の繊維製品、貴金属、鉄製品及び鉄スクラップ、アルミ地金及び銅地金等の非鉄金属、原油及び石油製品、木材及び合板の売買及び輸出入業務
- (2) 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品 (商品指数、オプションを含む) の売買及び受託業務
- (3) 海外の商品取引所における上場商品 (商品指数、オプションを含む) の売買及び受託並びに委託又は委託の媒介、取次ぎ、代理業務
- (4) 外国通貨への投資、通貨の売買又はその媒介、取次ぎ、代理業務
- (5) 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
- (6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (7) 金融先物取引法の適用を受ける国内及び海外の金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業務

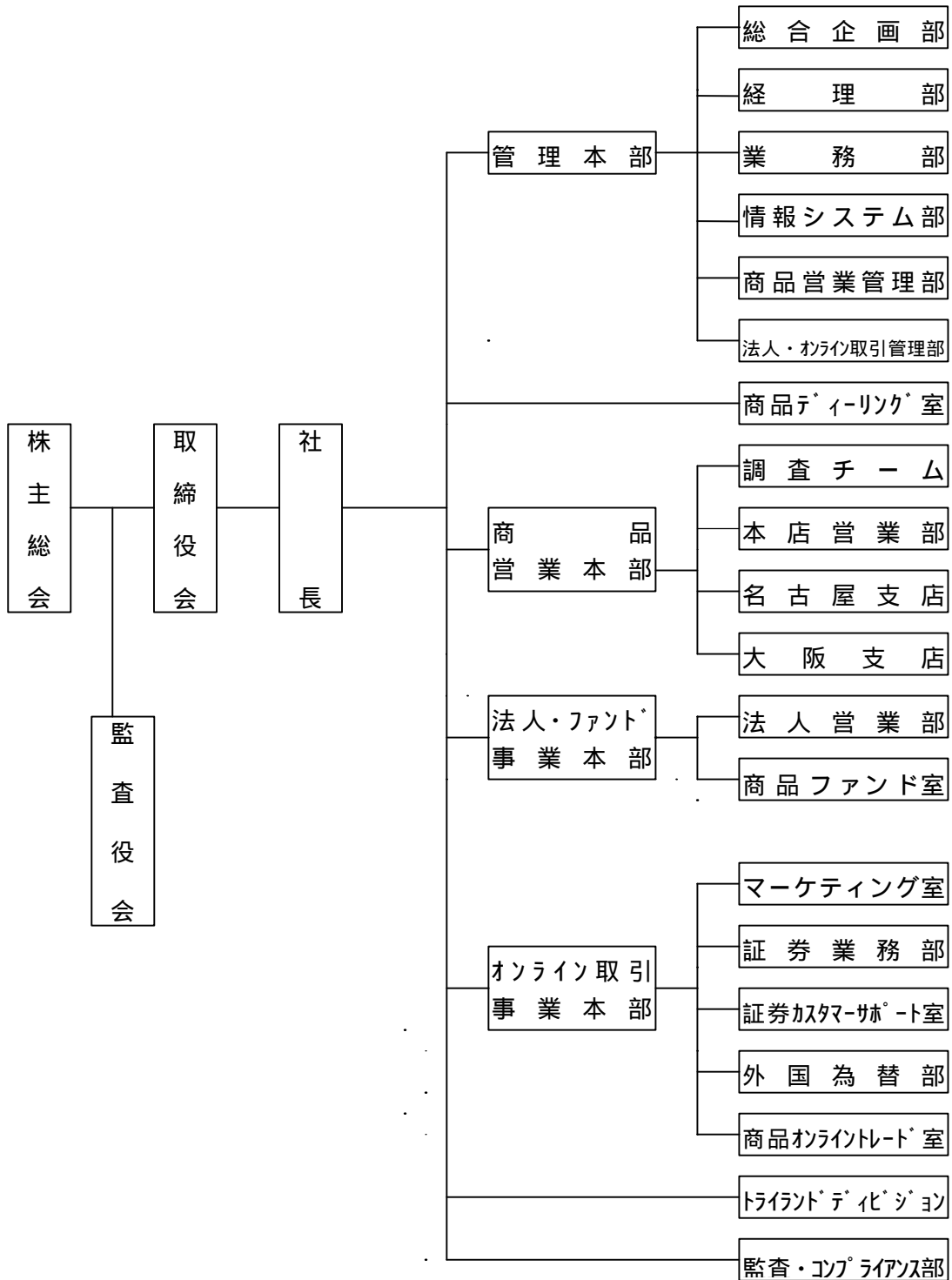
- (8) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- (9) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (10) 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (11) 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎもしくは代理
- (12) 有価証券の引受け
- (13) 有価証券の売出し
- (14) 有価証券の募集又は売出しの取扱い
- (15) 有価証券の私募の取扱い
- (16) 有価証券の保護預り
- (17) 有価証券の貸借又はその媒介もしくは代理
- (18) 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
- (19) 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
- (20) 有価証券に関する顧客の代理
- (21) 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
- (22) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
- (23) 証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理
- (24) 累積投資契約の締結又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (25) 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- (26) 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
- (27) 株式事務の取次ぎ（転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む）
- (28) 有価証券に関する常任代理業務
- (29) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
- (30) 証券投資信託委託業
- (31) 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (32) 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (33) その他証券取引法に規定する証券業に付随するすべての業務
- (34) 前各号に付帯関連する - 切の業務

(注) 下線部の業務は現在行っておりません。

事業の内容

(1) 経営組織 (平成 20年 3月 31日付)

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ.商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第一種商品取引受託業」の許可を受けております。

（許可番号：農林水産省 指令16総合第1870号、経済産業省 平成17・03・16商第1号）」

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	石 油	貴 金 属	アル ミ ニ ウ ム	ゴ ム	天然 ゴ ム 指 数	鉄 ス ク ラ ッ プ	上 場 商 品
東京穀物商品 取引所									一般大豆、Non GMO大豆 とろろこし小豆、 アラクホービ生豆・ロースターホービ生豆 とろろこしオプション、大豆オプション 粗糖、精糖、粗糖オプション
東京工業品 取引所									ガソリン、灯油、原油、軽油 金、銀、白金、パラジウム、 アルミニウム ゴム
中部大阪商品 取引所									ゴム 天然ゴム指数 ガソリン、灯油、軽油 鉄スクラップ

ロ.商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

証券業務、商品ファント販売業務、現物販売業務、外国為替証拠金取引、
海外先物取引取次業務、保険代理店業務

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号	03-3668-0651
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番1号	052-205-0161
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満一丁目7番20号	06-6365-7571

財務の概要(平成20年3月期決算)

(a) 資本金	1,600,000千円
(b) 純資産額 *1	3,201,625千円
(c) 総資産額	48,264,079千円
(d) 純営業収益 (うち、受取手数料)	3,141,925千円 (2,726,236千円)
(e) 経常損失	6,963千円
(f) 当期純損失	111,190千円

* 1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という)第38条の規定により算出しています。

発行済株式総数

発行済株式の総数 32,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場でありかつ店頭登録もしていません。

主要株主名

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株総数に対する所有株式の割合
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	千株 32	% 100

役員の状況

役名及び職名	氏名	所有株式数
代表取締役 社長	福田 良一	(株) 0
常務取締役 (管理本部長)	福住 俊次	0
常務取締役 (オンライン取引 事業本部長)	清水 紀裕	0
取締役 (総合企画部長)	村上 公成	0
取締役 (法人・オンライン取引 管理部長)	渡邊 和雄	0
取締役 (非常勤)	田名 眞一	0
取締役 (非常勤)	中川 英樹	0
取締役 (非常勤)	高城 浩一郎	0
常勤監査役	田中 祐二	0
監査役 (非常勤)	川口 和哉	0
監査役 (非常勤)	三尾 伸夫	0

- (注) 1. 取締役のうち、田名眞一氏、中川英樹氏及び高城浩一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、川口和哉氏及び三尾伸夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3.平成20年7月3日付で下記の通り取締役の就任が行なわれました。

新任取締役 長瀬 順也

従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	127 名	102 名	25 名	74 名	53 名
平 均 年 齢	36.7 歳	38.3 歳	30.0 歳	36.7 歳	36.1 歳
平 均 勤 続 年 数	7.4 年	8.3 年	2.8 年	7.5 年	5.9 年
実 動 外 務 員 数	61 名	57 名	4 名	-	

・営業の状況

<<基本方針>>

当社はコモディティ・ファイナンスサービス産業のリーディングカンパニーとして豊かな社会生活の発展に寄与することを目指すと共に、商品先物市場の発展を推進するパイオニア企業として顧客との「信頼」「信用」「相互理解」を基盤とした経営を実践しています。

また、社会への貢献、顧客第一主義を基本理念とし、役職員一同公明正大な行動、ルールへの遵守を徹底し、常時国際的な視野から先物市場を見つめています。

リテール営業及び受託体制

マスメディア広告等を通じた資料請求型営業を中心とし、契約後の受託業務についても、法令や関係諸規則の遵守を第一義としています。ブローカー業務の基本通り委託者より受けた委託者自身の判断に基づく売買注文は、1件毎に迅速且つ確実に取次ぎ執行し、取次ぎによるトラブルが起きないように細心の注意を払っています。又、預り証拠金などの出金に関しても委託者より請求があり次第、迅速に返還しています。

尚、委託者よりお預りしている預り証拠金については、預託必要額を株式会社日本商品清算機構に預託し、それ以外の委託者資産については、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に預託して保全しております。

また、主に対面取引の委託者の売買サポートとして、情報・戦略・管理に関するサービスを下記の通り行っています。

(1) 情報提供サービス

三菱商事グループのグローバルなネットワークや各種情報ベンダーを利用したタイムリーな情報と「MCFS WEEKLY REPORT」「MCFS MONTHLY」による市場の見通しや経済レポート・ピックスなど、取引に役立つ情報を常に発信できるよう努力しています。

(2) 売買戦略サービス

先物取引戦略ガイド等に基づき投資手法や仕掛け方、その後の相場の動きに対する対処方法等、経験や資金量・リスク、許容度に見合った投資戦略を提案しています。

(3) リスクマネージメントサービス

資金量やリスク許容度に応じた売買を行って頂く為に、独自のコンピュータシステムによりお客様のポジションをリアルタイムで把握し、シミュレーションシステムを通して迅速且つ的確な相場変動への対応をアドバイスしています。

以上のように、委託者の多様なニーズに応えられるサービスの充実に今後も取り組んでいきたいと考えています。

法人営業及び商品ファンド関連業務

当社では、国内投資家からの受託業務に加え、欧米を中心とした一流の海外先物業者及びヘッジニーズのある国内外の当業者からの受託業務にも積極的に取り組んでおります。海外からの受託に就きましては1996年4月より専門部署を設置し、その取引拡大に努めてまいりました。

2005年5月の商品取引所法改正により、クリアリングハウス等基盤整備が行われ、我が国の先物市場の国際化はますます進んでいます。同時にヘッジファンドに代表される様に、世界の金融資産は世界中の市場を駆け巡っています。そのような市場の国際化、資金のボーダレス化を背景に当社の海外からの受託取引量は年々拡大しています。

当社では商社系取引員の信用力を発揮することにより、国内外の大口法人顧客の獲得に積極的に取り組み、法人取引に関わる売買高は、当社全体の7割近くを占めるに至っており、今年度以降も拡大していくと思われれます。国内外の現物取引業者から海外のファンドまで、銘柄も含め幅広いオーダーを受託しています。

当社は、今後共、国際化の流れの中、アジアを代表するブローカーを目指し、商社系取引員の利点を生かしつつ、国内外の投資資金・ヘッジニーズの取り込みに注力し、当社収益に大きく寄与できる事業に育成すべく邁進する方針です。

一方、当社は創立以来商品ファンド関連業務を重要な経営課題として位置づけてまいりました。特に昨今は、超低金利が続き十分なリターンの確保が困難となる環境下、個人投資家のみならず、機関投資家からもオルタナティブ投資の代表格である商品ファンドに対するニーズが高まっています。

当社は1999年度より三菱商事と共同で組成・販売を始めて以来、順調に販売額を伸ばしてまいりました。これまで中長期での投資を志向されているお客様には、アクティブ成長タイプの「アルゴ・オープン」及び「アルゴオープン2」、バランス成長タイプの「グラハム・オープン」及び「グラハム・オープン2」、安定成長タイプの「ウェルトン・オープン」、さらにコンセプト・ファンドとしての「ダイヤモンド・セレクトFX」という4タイプの商品を提供して参りました。また、短期的な投資を志向されているお客様には、短期配当確保型のプラチナ・プラスシリーズとゴールド・プラスシリーズを取り揃え、投資家の皆様の多様なニーズにお応えして参りました。

自己勘定取引

当社は、収益の多様化の一環として自己ディーリングの拡充も取り組んで参りました。当期においても引き続き、ディーラーの養成に注力し、収益の向上に努めて

参ります。

また、経営の健全化を保持する観点からリスク管理は極めて重要であり、運用手法毎のリスク限度額の設定、日々・週次・月次毎のポジション・リスク・損益等の状況については自己デューリング管理表を作成して、監査・コンプライアンス部にてチェックの上、経営トップまで報告する体制を整え、慎重かつ機動的に取り組んでおります。

2007年度の営業成績及び2008年度業績見通し

当期の我が国の経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や個人消費の堅調な推移により、低成長ながら回復基調で推移致しましたが、原油価格や農産物価格の高騰、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速・世界的な信用収縮や証券市場の低迷により、我が国の株式市場も下落し、期の後半は景況感が低調に推移しました。

当期の国内商品先物市場は、とうもろこし・Non-GMO(非遺伝子組換え)大豆及びパラジウムが前年度を上回る出来高であったものの、それ以外の商品については前期と比較して減少しており、全商品(オプション等含む)の年間(平成19年4月～平成20年3月)出来高は、71,070千枚と前期比16%減(4期連続減)となりました。

国内の株式市況は、第一四半期こそ緩やかな上昇基調にあったものの、サブプライムローン問題をきっかけに下落し、17,000円台で始まった日経平均株価は、3月には12,000円を割り込み、低調な一年となりました。

また、為替相場についても、やはりサブプライムローン問題をきっかけにアメリカドルの全面安が進み、3月には一時1ドル100円を割り込む状況となりました。

このような情勢下において、当社は事業領域拡大・収益構造多様化を求めて平成18年7月に証券取引をスタートさせましたが、一般信用取引において、平成19年5月に特定の銘柄の株価急落により弊社顧客で立替金が発生し、その結果、多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされました。これを受けて今後の事業展開の見直しを図り、当社は平成20年7月末日を以って証券業から撤退する事を決定し、主力である商品先物取引・外国為替証拠金取引に当社の経営資源を注力する事と致しました。また、平成19年7月末日を以って福岡支店を閉鎖し大阪支店に統合、平成20年3月末日を以って保険代理店業務から撤退致しました。

商品先物取引においては、特に国内大手商社・当業者等法人顧客との取引が大幅に増加し、収益が拡大致しました。

外国為替証拠金取引においては平成20年度秋に新システムを導入する事を決定し、顧客ニーズを的確に捕らえ、更なる収益拡大を目指す事を決定致しました。

以上の結果、当期の営業収益は3,143百万円(前期比75百万円減少、2.3%減)、経常損失6百万円(前年同期は経常利益168百万円)、当期純損失は111百万円(前年同期は当期純利益86百万円)となりました。

2008年度の業績見通しとしては、営業収益3,338百万円、当期純利益146百万円を見込んでいます。

なお、2007度における受取手数料及び売買損益の市場別内訳は次の通りです。

(a)受取手数料 (単位:千円)

期 別	2007年度 (自 2007年 4月 1日) (至 2008年 3月 31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物市場	656,073
砂糖市場	31,707
貴金属市場	1,190,734
アルミニウム市場	4,183
ゴム市場	154,062
石油市場	306,465
天然ゴム指数市場	13,540
小 計	2,356,768
商品ファンド	607
外国為替証拠金取引	358,738
証券取引	9,767
保険代理店	354
合 計	2,726,236

(注)1.消費税は含まれておりません。

2.千円未満は切り捨てて表示しております。

(b)売買損益

(単位 :千円)

商品市場名	期 別	2007年度 (自 2007年 4月 1日) (至 2008年 3月 31日)
	商品先物決済損益	
農産物市場		39,996
砂糖市場		348
貴金属市場		27,129
ゴム市場		613
石油市場		24,178
天然ゴム指数市場		11
小 計		90,331
商品先物評価損益		
農産物市場		17,210
石油市場		134
小 計		17,345
海外商品先物取引決済損益		2,052
商品売買損益		186
為替取引損益		95,206
合 計		170,431

(注) 1.消費税は含まれておりません。

2.千円未満は切り捨てて表示しております。

(c)受取業務委託料 236,674千円

(d)金融収益 10,459千円

(e)売買高 (委託取引、自己売買合計)

(単位 :枚)

商品市場名	内 訳	2007年度 (自 2007年 4月 1日) (至 2008年 3月 31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		1,465,504	101,885	1,567,389
砂糖市場		52,939	634	53,573
貴金属市場		3,348,650	1,047,646	4,396,296
アルミニウム市場		20,792	0	20,792
ゴム市場		512,515	9,676	522,191
石油市場		1,612,652	200,406	1,813,058
天然ゴム指数市場		9,840	76	9,916
合 計		7,022,892	1,360,323	8,383,215

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、内部統制システムの本格的導入、金融商品取引法の施行、商品取引員の淘汰や総合取引所構想等、大きな構造変化が進んでおります。当社と致しましては今後の成長・発展のために、経営資源を主力である商品先物取引・外国為替直物証拠金取引に集中し、唯一の商社系商品取引員として、その持ち味を生かした事業を一層強力に推し進め、新たな時代に相応しい体制を整え、経営基盤の強化に取り組む所存でございます。

商品先物取引の対面営業部門は、組織の効率化、人材の活性化により営業効率の一層の向上を目指す。コンプライアンス面では、業界をリードする社員意識、体制であると認識するが、不断の努力を行い、営業部門、管理・コンプライアンス部門協調の上、万全を期する。

国内外の当業者企業からの受託取引は、親会社三菱商事株式会社や海外の兄弟会社との連携を深めながら順調に拡大してきたが、今後は当社の中軸をなす事業であると位置付け、人材の増強・育成を計り積極的な営業活動を行う事によって更なる拡大を図る。

自己ディーリングについては、人員の増強及び安定化を図るとともに、トレード手法の改善を図ることで、収益への貢献を図る。

商品オンライン取引及び外国為替証拠金取引において、平成20年秋以降に新システムを導入する事によりシステムの強化・取引方法の改善等のリニューアルを図り顧客の利便性を高め、今後の収益拡大に寄与する。

内部管理体制については、内部統制システムを実効あるものとするため、求められる要件をクリアし、実務上の運用の適正化に一層努める。更に監督諸官庁等の検査にも問題なく対応できるコンプライアンス体制及び内部統制システムを敷き、その運用についても、リーガル部門・内部監査部門及び各部門においての日常的チェック体制、組織的・計画的チェック、レビュー体制を確立し、万全の体制を構築していく。

受託業務管理規則

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

受託業務管理規則

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 顧客管理体制
- 第3条 管理担当班の職務
- 第4条 勧誘・契約時の説明及び勧誘方針の公表
- 第5条 本人確認関連法について
- 第6条 適合性の審査
- 第7条 適合性による区分
- 第8条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応
- 第9条 勧誘及び受託の制限
- 第10条 不正資金の流入防止措置
- 第11条 顧客の入出金に係る管理措置
- 第12条 取引本証拠金の額等に係る措置
- 第13条 売買指示における取引意思の確認
- 第14条 顧客の疑義等の解明努力
- 第15条 自己部門と委託部門の区分
- 第16条 広告等に係る管理措置
- 第17条 受託業務における禁止行為
- 第18条 違反者に対する制裁
- 第19条 この規則への適用除外
- 第20条 主務省及び日本商品先物取引協会への届出
- 第21条 この規則の制定及び改定

添付資料

- 1．口座開設申込書について
- 2．「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」の内容について
- 3．商品先物取引の未経験者における建玉制限について
- 4．受託契約準則第11条第2項に基づく翌営業日の正午まで猶予する取引本証拠金の上限について

管理担当班の組織図

第1条 目的

この規則は、受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について、必要な事項を定める。

第2条 顧客管理体制

1. 受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、営業本部長・営業部長・支店長を管理責任者とする。
2. 管理責任者を統括する者として管理総括責任者を置き、役付取締役が担当する。
3. 管理総括責任者を補佐する者として副管理総括責任者を置き、取締役またはこれに準ずる者が担当する。
4. 管理総括責任者及び副管理総括責任者を補佐する部門として、本店に商品営業管理部を置く。

第3条 管理担当班の職務

1. 受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務を次の通り定める。
 - a) 顧客の適合性の審査
 - b) 営業部門の関係法令諸規則並びにこの規則の遵守状況の監督及び指導
 - i) 営業活動全般において適切な受託業務が行われるように指導及び監督をする。
 - ii) 不適切な事実を発見した場合は、必要な改善措置を取る。
 - c) 顧客への商品先物取引に必要な知識を深め、理解度を高めるために必要な措置
 - d) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
 - e) 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応
 - f) 顧客に対する取引の仕組み及び損失のリスク等の取引内容の理解度確認の実施
 - g) その他必要と認められる事項
2. 管理担当班の職務を踏まえ、以下の者は特に次のことを行う
 - a) 管理総括責任者及び副管理総括責任者
 - i) 管理総括責任者は、受託業務の総括管理及び管理担当班の職務を統轄する。
 - ii) 管理責任者の評価は、営業面での業績評価に加え、受託業務管理者としての面からの評価を併用して行う
 - b) 管理責任者
 - i) 顧客の適合性に対する予備的な審査を行う
 - ii) 取引内容に異常な兆候が認められる場合には、取引内容の分析精査を行い、顧客の理解度・判断力・資産状況等からみて過度な取引と判断されるときは、取引の縮小あるいは制限等の適切な措置を取る。
 - iii) 登録外務員の評価は、営業面での業績評価に加え、法令諸規則等の遵守状況の面からの評価を併用して行う
 - c) 商品営業管理部
 - i) 顧客の適合性の審査を行う
 - ii) 日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用・解釈について判断や助言を行う
 - iii) 顧客とのトラブルの事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門の受託業務の管理能力の向上に努める。

iv) 顧客に対する電話による理解度確認の実施

第4条 勧誘・契約時の説明及び勧誘方針の公表

1. 当社は、反社会的勢力をあらゆる取引関係から排除することを社是としているので、暴力団等の不法勢力に所属する者（法人その他団体を含む）に対しては勧誘を行わず、また、これらの者からの契約の申込みがあっても、これを断るものである。取引開始後にそのような事実が判明した場合は、新しい取引をすべて断るほか、既存の建玉の手仕舞いを促すこととする。
2. 商品先物取引の勧誘に際しては、会社名、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、勧誘を受ける意思の有無を確認する。顧客に告知したこと及び顧客の意思を確認したことの記録（告知をした登録外務員名及び日時、意思表示を受けた登録外務員名及び意思表示のあった日時等）を顧客カード（以下「審査書類」という）に記載する。
3. 顧客が勧誘を受けない旨（委託を行わない旨を含む）の意思表示をした場合には、速やかに勧誘を終了し、再勧誘をしてはならない。また再勧誘を防止するための措置として、当該情報については集約し、社内閲覧等により周知するものとする。
4. 勧誘にあたっては、次の行為を禁止とする。
 - a) 深夜・早朝（午後9時から午前8時）等の迷惑な時間帯の勧誘。
 - b) 顧客の意思に反して長時間・反復等の執拗な勧誘。
 - c) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘。
 - d) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法による勧誘。
 - e) 勧誘を拒否した者への再勧誘。
 - f) 投機取引を行いたくない旨の意思表示をした者への勧誘。
5. 商品先物取引の契約に際しては、顧客が自己責任で取引を行なえるように次の手順により商品先物取引に関する説明を行い、十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。
 - a) 契約に際しては、事前に「受託契約準則」、商品先物取引 - 委託のガイド -」を交付する。
 - b) 商品取引所法第217条第1項第1号から第3号までに規定する商品先物取引の投機性及びリスクについて説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
 - c) 前号の確認が行われた後、商品取引所法施行規則第104条に定める商品先物取引の仕組み等（特に取引証拠金制度、損益の計算方法、禁止行為等）について説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
 - d) 前各号の手順により理解を得た顧客から第6条に定める口座開設申込書等の必要書類を受領する。なお、口座開設申込書の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額であること、取引によって損失等が発生した場合には当初届け出た金額から控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を説明し、これらの趣旨を顧客に十分理解させた上で申告を受けるものとする。
6. 法令諸規則に定められていること以外に、顧客が自己責任において取引を行うことを徹底するために、顧客に次のことを開示する。
 - a) 「受託制限者」、「受託制限者に準ずる者」（以下「準受託制限者」という）に対して勧誘及び受託を行わないこと。ただし、「準受託制限者」については、第9条に定める要件を満たす場合に限り受託することができる。

- b) 商品先物取引のリスクについて(危険開示)及び相場が予想した方向と逆に動いたときに」の2種類の書類を顧客に配付し、詳細な説明を行う
- i) 顧客からその確認として書類を受領し内容を理解した旨を記載した書面を受領する。
- ii) 商品先物取引のリスクについて(危険開示)は、次のことを要約記載する。
- イ) 商品先物取引の投機性
 - ロ) 商品先物取引の資金効率(損失のリスク)
 - ハ) 取引の制限(取引所による取引制限)
 - ニ) 取引の判断(取引継続の判断)
 - ホ) 取引の管理(損失の自己負担)
- iii) 相場が予想した方向と逆に動いたときに」は、次のことを要約記載する。
- イ) 決済(手仕舞い)
 - ロ) 追加資金の投入(取引追証拠金の預託)
 - ハ) 途転(どてん)
 - ニ) 難平(なんびん)
 - ホ) 両建(りょうだて)
- 顧客より両建の要請があった場合は、両建の仕組みとリスクを理解した上で行う旨の書面を徴収する。
- iv) その他
- イ) 本人確認書類
 - ロ) 投資可能資金額の設定
 - ハ) 受託制限者及び準受託制限者
 - ニ) 不正資金の流入防止
 - ホ) 有価証券の取り扱いに関する税金
 - ハ) 確定申告の際のご注意
7. 当社の勧誘方針として定めるべき事項を次のとおりとして、顧客が閲覧できるように本支店に掲示を行うとともに、インターネットの当社ホームページに掲載する。
- a) 適合性の原則に基づく勧誘
 - b) 迷惑勧誘をおこなわない
 - c) 説明義務を十分果たす
 - d) その他必要な事項

第5条 本人確認関連法について

口座開設を行う場合は、本人確認関連法を遵守し、別途定める社内規程に基づいて処理を行うものとする。

第6条 適合性の審査

1. 登録外務員は、適合性審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により徴収するとともに、商品先物取引-委託のガイド等をもって顧客の理解度を確認し、顧客の年収及び金融資産の状況、商品先物取引その他の投資経験の有無等の属性情報に基づき、顧客に商品先物取引に参加
- 受託業務管理規則

する適合性があると判断したときは、第 6項に定める顧客の適合性審査に必要な書類及び顧客カードを管理責任者に提出する。

2. 管理責任者は、審査書類及び登録外務員からの顧客の属性情報の聞き取りを通じて、顧客の商品先物取引に対する受託の適否を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合には、顧客カードに所見を記載した上、審査書類を添えて商品営業管理部長に提出し適合性の審査を受ける。
3. 商品営業管理部長は、審査書類に基づいて顧客の適合性を厳格に審査し、適合性の審査結果（審査日、受託の適否、その判断理由）を顧客カードに記載する。
4. 審査の結果、適合性がないと判断したときは、第 9条に基づいて必要な措置を取る。
5. 勧誘の過程で顧客に適合性がないと判明した場合は、直ちに勧誘を中止し、その経過を業務日誌に記載する。
6. 商品営業管理部長は、適合性の審査結果について、遅滞なく管理総括責任者及び副管理総括責任者に報告を行うこととし、審査書類は、次の通りとする。
 - a) 口座開設申込書
 - i) 当社が適合性を判断する基礎資料とするために、顧客に顧客情報を正確に記入することを求める。
 - ii) 口座開設申込書に記入を求める事項は、添付資料 - 1.の通りとする。
 - b) 顧客カード
 - i) 顧客カードは、次の事項を確認できるものとし、裏面に口座開設申込書のコピーを貼付するほか、登録外務員が必要事項を記載して作成する。
 - イ) 氏名、住所、性別、生年月日、家族状況
 - ロ) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - ハ) 収入及び金融資産の状況
 - ニ) 商品先物取引その他の投資経験の有無及び取引期間
 - ホ) 投資可能資金額
 - ヘ) 口座開設までの状況
 - ト) 受託契約を締結する目的
 - チ) 取引動機
 - リ) 商品先物取引の仕組み・リスク説明及び確認
 - ヌ) 受託制限者及び準受託制限者の確認
 - ル) 本人確認の方法
 - ヲ) 適合性の審査結果
 - リ) その他必要と認める事項
 - ii) 顧客カードは、本店商品営業管理部に正本を備え付け、従たる営業所には各営業所管轄の顧客カードの写しを備え付ける。
 - iii) 顧客の属性情報に変更があったと判明したときは、顧客カードの該当事項を電磁的に更新する。- 7. 口座開設申込書の記載内容から「受託制限者」、「準受託制限者」の懸念がある場合は、口頭で顧客に確認し、これらの制限者であることが判明した場合は、第 9条に基づいて必要な措置を取る。

受託業務管理規則

8. 第3項及び第9条第2項d)に定める適合性の審査を終了した後でなければ、約諾書の徴収、取引証拠金の預託及び取引の指示を受けてはならない。

第7条 適合性による区分

1. 顧客が資金力・理解度・投資経験等に照らして過度なリスクを取らないように、商品先物取引経験が3ヵ月未満の未習熟者、または取引終了後3年を経過している顧客(以下「未経験者」という)については、当社の適合性の原則による取引制限が設けられていること及びその内容を説明する。取引制限は添付資料-3の通りとする。
2. 当社で3ヵ月間以上の取引を行った顧客を対象者とし、受託契約準則第11条第2項に基づく申請があったときには、審査書類その他顧客から受領した書類及び登録外務員からの顧客に関する情報の聞き取りを通じて、管理総括責任者が適当であると認めた場合、受託契約準則第11条第2項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予できるものとする。

第8条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応

商品先物取引は、投機性が強くハイリスク・ハイリターン取引であるため、第7条に定める未経験者又はこれに準ずると判断される顧客については、特に次のことを行う

- a) 第4条に定める説明を十分に行う
- b) 取引の開始以降の3ヵ月間については、商品先物取引の仕組み等に関する知識の習得と理解が十分に行われるように啓発する。ただし、顧客から商品先物取引の経験が3ヵ月間以上ありかつ、現在取引を3年以上休止していないとの申告があった場合は、習熟期間を終了した顧客と見做す。
- c) 資金に余裕ある取引となるように顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度・判断力・資産状況・投資額等からみて明らかに過度な取引と判断されるときは、顧客と相談の上取引の縮小あるいは制限する等の措置を取る。

第9条 勧誘及び受託の制限

1. 顧客が反社会的勢力であると当社が判断した場合は、口座開設を行わないものとする。また、口座開設後に反社会的勢力であると判明した場合には、新しい取引をすべて断ると共に、口座解約の手続きをとるものとする。
2. 不適合者の参入を防止するため、「受託制限者」及び「準受託制限者」に対して勧誘及び受託を行わないこととし、また、顧客がそれらに該当するとの懸念がある場合には、管理担当班が口頭で顧客に確認する。
 - a) 「受託制限者」は、次の通りとし、勧誘及び受託は行わないこととする。
 - i) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ii) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
 - iii) 破産者で復権を得ない者
 - iv) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
 - v) その他これに準ずる者

受託業務管理規則

- b) 準受託制限者」は次の通りとし、原則として勧誘及び受託を行わない。
 - i) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（それらの収入が収入全体の過半を占めている者）
 - ii) 一定の収入のない者（年収が500万円に満たない者）
 - iii) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行う者
 - iv) 一定以上の高齢者（75歳以上の者）
 - v) 企業又は公共団体等の出納責任者
 - c) 取引の受託後に「受託制限者」であることが判明した場合には、建玉の処置等を顧客、成年後見人等と相談の上決定し、且つ新たな取引は行わない。
 - d) 準受託制限者」に該当することが取引の受託前に判明した場合において、顧客より次に掲げる要件を満たしていることを証明する書面が提出され、管理総括責任者がこれを審査して適合性があると判断したときに限り登録外務員は勧誘及び受託することができる。
 - i) b)号))及び)に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - ii) b)号)に該当する顧客については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - iii) b)号)に該当する顧客については、顧客が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験があること、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
 - iv) 顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、))に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
 - e) 取引の受託後に「準受託制限者」であることが判明した場合には、原則として新たな取引は行わない。ただし、上記書面を徴収し、管理総括責任者が審査を行い受託に係る適合性に問題がないと判断した場合に限り、継続して勧誘及び受託を行うことができる。
3. 前項の該当者に限らず、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活を考慮した額に設定されているか否か等を含め主管部署が厳格な審査にもとづき適否を判断するものとし、また、受託開始後に於いても、顧客の適合性に照らして不相応な取引と判断した場合は、取引の縮小を要請する等、適切に管理するものとする。
 4. 商品先物取引をするための借入れの勧誘は行わないこととし、商品先物取引をするための借入れが判明した場合は、新たな取引は行わない。
 5. 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者については、勧誘及び受託を行わない。

第10条 不正資金の流入防止措置

公金出納取扱者や金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを
受託業務管理規則

投資資金として流用することが社会問題となっていることを踏まえ、未然防止を目的として経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭・有価証券等を取り扱っている顧客からの入金額が、年収、資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなった場合には、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求めるとし、次のとおりの対応を行う。

- a) 資金の裏付けとなる証明書類を徴収し、十分な審査を行うことにより、その範囲内に於いて取引の受託継続を行うものとする。
- b) 証明書類の提出がなく、十分な審査を行えない場合は、その後の預託及び新たな建玉は行わないものとする。

第11条 顧客の入出金に係る管理措置

1. 顧客との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。
2. やむを得ない事情により現金の受渡しを行う必要がある場合には、原則として複数の役職員で対応するものとし、次のことを行う。
 - a) 担当登録外務員がやむを得ない事情と判断する根拠を、「現金受渡伺書」に記載し、現金受渡しの必要性についてあらかじめ管理総括責任者の承認を得るものとする。
 - b) 預り証の交付又は領収証の徴求は、あらかじめ金額を記載し、現金の受渡しと同時に行うものとする。
 - c) やむを得ない事情により一人の登録外務員が現金の受渡しを行う場合は、事前に営業本部長又は管理責任者の承認を得るものとする。
 - d) 登録外務員が顧客と現金の受渡しを行った場合は、当該登録外務員以外の役職員が当該顧客に対して、入出金の額、日時、担当登録外務員の氏名等について確認するものとする。

第12条 取引本証拠金の額等に係る措置

1. 取引本証拠金の額は、各取引所が定める取引本証拠金基準額と同一または同基準額に一定額を加えた額とする。
2. 当社は、取引本証拠金の額を変更する場合は、顧客にあらかじめ通知し、当該通知内容を3年間保存する。
3. 当社が定める取引本証拠金の額等は、市場の動向その他状況等を考慮して変更する。

第13条 売買指示における取引意思の確認

1. 登録外務員は、顧客から委託を受けた場合は、受託契約準則第6条を遵守し、指定された項目について顧客に確認する。
2. 登録外務員は、取引の受託に関する内容を、業務日誌及び管理者日誌に記入する。
3. 商品営業管理部は、業務日誌及び管理者日誌等により登録外務員が顧客からの売買指示を的確に遂行していることを適宜確認する。問題がある場合には、管理責任者よりヒアリングし、不適切な場合は指導する。

第14条 顧客の疑義等の解明努力

1. 顧客からの取引に関する相談や苦情等の窓口を商品営業管理部とする。

2. 商品営業管理部は、取引経過の記録の整備・充実を図るとともに、苦情等について積極的に顧客からの疑義の解明に当たり、早期に解決するように努める。

第15条 自己部門と委託部門の区分

自己取引部署と顧客の受託業務を取り扱う部署を区分するとともに、役職員を兼務させない。

第16条 広告等に係る管理措置

1. 受託業務に係る広告審査を行うため、広告審査委員会を設置する。
2. 広告審査委員会は、広告等に関する規則に基づいて広告等の審査を行う

第17条 受託業務における禁止行為

商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は、商品取引所法、同法施行規則、加入商品取引所定款、受託契約準則、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定める禁止行為をしてはならない。

第18条 違反者に対する制裁

受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、就業規則及び外務員に関する規則によりこれを懲戒する。

第19条 この規則への適用除外

1. 電子取引（商品先物オンライン取引）についてはこの規則を適用除外とし、別途定める「受託業務管理規則（電子取引）」を適用する。
2. 法人営業部の当業者及び当業者に準ずる委託者（商品投資顧問業者またはこれに類する外国の者）の取引については、この規則の内、第4条第5項、第6項及び第6条から第9条と第13条の規定は適用除外とする。ただし、第4条第5項a）、第6条第6項（口座設定申込書）の記入事項a））及びb）のイ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ル、ヲ、 ） ）については、この規則を適用する。

第20条 主務省及び日本商品先物取引協会への届出

この規則は、主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出るとともに、公衆の閲覧に供し、役職員に遵守させるものとする。

第21条 この規則の制定及び改定

この規則の制定及び改定は、取締役会の承認を経て行う

（付則）この規則は、平成 10年 9月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 11年 5月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 11年 7月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 11年 10月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 15年 4月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 15年 6月 6日から実施する。

（付則）この規則は、平成 17年 5月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 17年 12月 1日から実施する。

（付則）この規則は、平成 19年 7月 25日から実施する。

（付則）この規則は、平成 19年 9月 4日から実施する。

（付則）この規則は、平成 20年 3月 5日から実施する。

（付則）この規則は、平成 20年 5月 1日から実施する。

添付資料

1. 「口座開設申込書」に記入を求める事項は、次の通りとする。

個人取引

- a) 氏名、性別、生年月日、年齢
- b) 住所、家族状況、住居の種類、居住年数
- c) 年収 (税引き前)
 - i) 500万円未満 / 500万円以上 / 1,000万円以上 / 2,000万円以上 / 3,000万円以上
- d) 金融資産額 (現預金・国債・株式等)
 - i) 500万円未満 / 500万円以上 / 1,000万円以上 / 3,000万円以上 / 5,000万円以上

法人取引

- e) 法人名及び代表者名、資本金、事業年収、事業内容、所在地
- f) 取引執行者の氏名、性別、役職、生年月日、所属部課、役職名

個人取引・法人取引共通事項

- g) 投資可能資金額
- h) 投資の目的
元本以上の損失を被る可能性を認識した上での、ハイリスク・ハイリターンな資産投資を行う
- i) はい / いいえ
- i) 投資経験の種類
商品先物取引 (オプション取引を含む) / 為替証拠金取引または株式の信用取引 / その他 (株式の現物取引 / 投資信託 / 商品ファンド / 金融先物取引)
- j) 投資期間 (それぞれの投資経験の種類ごとに)
商品先物取引 (オプション取引を含む) / 為替証拠金取引または株式の信用取引、
 - i) 3ヵ月未満 / 3ヵ月以上 / 1年以上
- k) 社名、銘柄 (それぞれについて)
商品先物取引 (オプション取引を含む) / 為替証拠金取引または株式の信用取引、
- l) 現在、取引を休止してから3年以上が経過している (先物取引についてのみ)
 - i) はい / いいえ
- m) 反社会的勢力への関与について
(誓約) 私 (法人その他団体を含む) は、反社会的勢力には一切関与していないことを誓約いたします。
- n) (お尋ね) 取引開始後にそれが虚偽であると判明した場合には、約諾書・通知書に記載したとおり口座解約と未決済建玉の処分の問題が生じますが、それに異議がありますか?
 - i) 異議がありません / 異議があります
- o) 受託制限対象者について
 - i) 該当する / 該当しない
- p) 商品先物取引の仕組み・損失リスクについて
商品先物取引は少ない証拠金で約10~30倍ほどの額の取引を行うというハイリスク・ハイリターンなものであるため、相場の変動によっては、短期間で多額の損失となることもあり、お預かりした

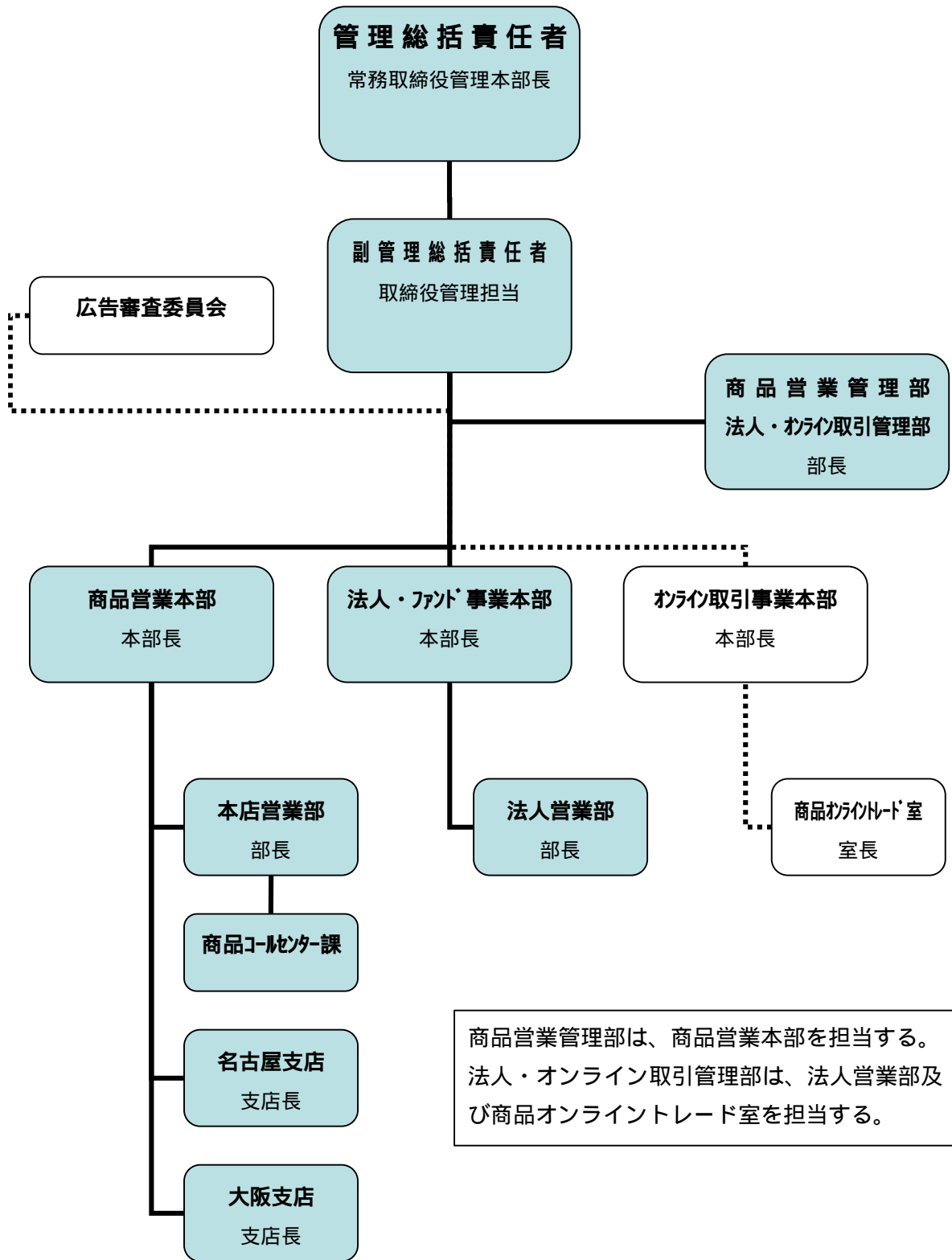
受託業務管理規則

証拠金以上の損失が生じるおそれもあるということをご理解いただけましたか？

i) 理解しました / 理解していません

2. 商品先物取引を始めるにあたってのご確認」に記入を求める事項は、次の通りとする。
 - a) ご契約にあたり「受託契約準則」商品先物取引-委託のガイド」をよくお読みになり内容についてご理解いただけましたか？
 - i) 理解した / 理解していない
 - b) 商品先物取引は利益や元本が保証されている取引ではないという事をご存知ですか？
 - i) 知っている / 知らない
 - c) 取引はお客様ご自身の責任と判断によって行わなければならないという事をご存知ですか？
 - i) 知っている / 知らない
 - d) 相場は営業社員のアドバイスのとおりに動くとは限らず、また取引を営業社員に一任することはできない事をご存知ですか？
 - i) 知っている / 知らない
 - e) どの銘柄にも値幅制限（ストップ高、ストップ安）があり、その際に注文が成立しない場合があることをご存知ですか？また建玉制限があることもご存知ですか？
 - i) 知っている / 知らない
 - f) 取引証拠金の種類（本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金）についてそれぞれ充分にご理解いただけましたか？
 - i) 理解した / 理解していない
 - g) 建玉を決済した際に、各銘柄ごとの手数料（消費税含む）をご負担いただくということをご存知ですか？
 - i) 理解した / 理解していない
 - h) 投資可能資金額について、ご理解いただけましたか？
 - i) 理解した / 理解していない
3. 未経験者については、投資可能資金額の1/3までの取引証拠金額を限度とした取引の勧誘を行う。ただし、顧客から投資可能資金額の1/3を超える取引を希望する旨の申出があったときは、商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、以下の内容が記載された顧客の自書による申出書の提出を受け、管理総括責任者が審査して承認したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
 - a) 未経験者を保護するために取引制限を行う措置が設けられていることを理解していること。
 - b) 上記の例外要件を満たすための要件を理解していること。
 - c) 当該要件を自らが満たすことについて確認していること。
4. 管理総括責任者が許可した受託契約準則第11条第2項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予する与信額の上限を次の通りとする。
 - a) 300万円までは管理責任者の裁量とする。
 - b) 500万円までは営業本部長の裁量とする。
 - c) 500万円を超える場合は管理総括責任者の裁量とする。

管理担当班組織図



外務員の登録状況

期首登録外務員数 (名)	新規登録数 (名)	登録抹消数 (名)	期末登録外務員 (名)
101	13	16	98

委託者数

期首委託者数(名)	新規委託者数(名)	期末委託者数(名)
2,375	614	2,337

苦情、紛争、訴訟に関する事項

平成 19 年度中における苦情、紛争、訴訟については、以下のとおりでした。

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる 解決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互に話し 合い中	紛争 紛争処理 機関で処 理中	訴訟
当該年度 に新規に 発生した 案件の件 数 3件	0件	1件	0件	0件	1件	1件
前年度か ら継続し ている案 件 5件	0件	1件	3件	0件	0件	1件
合計8件	0件	2件	3件	0件	1件	2件

- (注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が、苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	0件	1件	0件	1件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計2件	0件	1件	0件	1件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数 1件	0件		1件	
合計1件	0件		1件	

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 73件	25件	48件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計73件	25件	48件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

当該年度中に解決した訴訟 4 件については、すべて当社の全面勝訴となっています。

経理の状況

貸借対照表

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	46,536,996	流動負債	44,243,623
現金預金	7,906,095	預り証拠金	36,422,854
預託金	3,183,238	為替取引証拠金	4,254,721
委託者保護基金預託金(分離預託)	3,046,000	顧客からの預り金	63,687
顧客分別金信託	137,238	1年以内返済予定の長期借入金	300,000
委託者未収金	744,483	委託者為替取引未決済勘定	130,016
前払費用	22,034	信用取引保証金・先物取引証拠金	24,920
保管有価証券	5,580,986	未払金	787,449
委託者先物取引差金	818,644	賞与引当金	84,000
繰延税金資産	141,860	預り金	1,938,274
未収入金	885,965	未払費用	26,113
差入保証金	27,187,736	信用取引借入金	22,965
信用取引貸付金	23,512	証券業撤退損失引当金	188,620
その他	52,959	固定負債	711,030
貸倒引当金	10,518	長期借入金	500,000
固定資産	1,727,082	退職給付引当金	200,446
有形固定資産	45,732	役員退職慰労引当金	10,584
建物	11,953	引当金	107,799
器具及び備品	33,778	商品取引責任準備金	107,146
無形固定資産	55,208	証券取引責任準備金	652
電話加入権	6,869	負債合計	45,062,453
ソフトウェア	48,339	純資産の部	
投資その他の資産	1,626,142	株主資本	3,201,625
出資金	551,600	資本金	1,600,000
破産更生債権等	558,663	資本剰余金	67,045
長期差入保証金	320,313	資本準備金	67,045
敷金	387,831	利益剰余金	1,534,579
長期前払費用	23,275	利益準備金	18,360
繰延税金資産	327,393	その他利益剰余金	1,516,219
その他	6,295	繰越利益剰余金	1,516,219
貸倒引当金	549,231	純資産合計	3,201,625
資産合計	48,264,079	負債・純資産合計	48,264,079

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

損益計算書

〔 自 平成19年4月 1日 〕
〔 至 平成20年3月31日 〕

(単位 :千円)

		金 額	
営	業 収 益		
	受 取 手 数 料	2,726,236	
	売 買 損 益	170,431	
	受 取 業 務 委 託 料	236,674	
	金 融 収 益	10,459	3,143,801
	金 融 費 用		1,875
純	営 業 収 益		3,141,925
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,171,818
営	業 損 失		29,893
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息	30,632	
	そ の 他	9,881	40,513
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	13,159	
	そ の 他	4,424	17,583
経	常 損 失		6,963
特	別 利 益		
	商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	586,498	586,498
特	別 損 失		
	証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	415	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	529,970	
	証 券 業 撤 退 損 失	196,330	
	そ の 他	5,832	732,548
税	引 前 当 期 純 損 失		153,013
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,074
法	人 税 等 調 整 額		46,896
当	期 純 損 失		111,190

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成 19年 4月 1日 〕
〔 至 平成 20年 3月 31日 〕

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金 繰越利益 剰余金			
前期末残高	1,600,000	67,045	15,760	1,656,010	1,671,770	3,338,816	3,338,816
当期変動額							
剰余金の配当				26,000	26,000	26,000	26,000
利益準備金の積立			2,600	2,600	-	-	-
当期純損失				111,190	111,190	111,190	111,190
当期変動額合計			2,600	139,790	137,190	137,190	137,190
当期末残高	1,600,000	67,045	18,360	1,516,219	1,534,579	3,201,625	3,201,625

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

保管有価証券 商品取引所が定める充用価格

その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 なお、主な耐用年数は、建物 3~ 15年、器具及び備品 4~ 20年である。

無形固定資産 定額法。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア 5年である。

長期前払費用 均等額償却。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上している。

証券業撤退損失引当金

証券業撤退に係る損失に備えるため、個別に見積もった損失見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上している。

証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第 40 条に従い、旧証券取引法第 51 条及び旧「証券会社に関する内閣府令」第 35 条に定めるところにより算出した額を計上している。

(4) 営業収益の計上基準

受取手数料	
a 商品先物取引	委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
b 商品ファンド	取引約定日に計上している。
c 外国為替直物証拠金取引	委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
d 証券取引	委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
売買損益 (商品先物決済損益)	反対売買により取引を決済したときに計上している。ただし、期末未決済残高は期末の時価により評価損益を計上している。
受取業務委託料	契約に基づき計上している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
消費税等の会計処理	税抜方式によっている。ただし、資産等に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

(6) 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却の方法

当社は、当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更による損益への影響は、軽微である。

(7) 会計基準の適用

当社は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)、「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日日本商品先物取引協会理事会決定)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規制」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)を適用している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		139,120千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	92,561千円
	短期金銭債務	2,138,984千円
	長期金銭債務	500,000千円
(3) 預託資産	取引証拠金として次の資産を商品取引清算機関へ預託している。	
	保管有価証券	5,579,356千円
	差入保証金	27,145,286千円
	また、取引証拠金に代えて、銀行の保証を受けている金額は、	
	2,000,000千円である。	
(4) 分離保管資産	商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は、次のとおりである。	
	委託者保護基金預託金(分離預託)	3,046,000千円
(5) 分別保管資産	金融商品取引法第43条の2の規定に基づいて所定の金融機関に分別保管されている資産の内訳は、次のとおりである。	
	顧客分別金信託	137,238千円
(6) 差入保証金	証券取引における信用取引に対する保証金として、30,000千円を預託している。	
(7) 無担保委託者未収金の額		62,798千円
	(うち投資その他の資産の部に計上されているものは	28,692千円)
(8) 委託者未収金のうち発生後1年を超えている額		28,692千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
	営業収益	190,441千円
	営業費用	33,485千円
	営業取引以外の取引	9,620千円
(2) 受取手数料の内訳		
	商品先物取引に係る受取手数料	2,356,768千円
	商品ファント販売手数料	607千円
	為替取引手数料	358,738千円
	証券取引に係る受取手数料	9,767千円
	保険代理店手数料	354千円
	合 計	2,726,236千円

(3) 売買損益の内訳

商品先物決済損益	92,383 千円
商品先物評価損益	17,345 千円
商品売買損益	186 千円
為替取引損益	95,206 千円
合 計	170,431 千円

(4) 特別利益の商品取引責任準備金戻入は、商品取引所施行規則の改正に伴う商品取引責任準備金の取崩である。

(5) 特別損失の貸倒引当金繰入は、証券取引の一般信用取引において、特定銘柄の株価急落により発生した弊社顧客への立替金に対する繰入である。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比率等
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 (* 1) / リスク額 (* 1) × 100]	497.5%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 (* 2) / 資本金額 × 100]	204.7%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金 × 100]	200.1%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資本 × 100]	6.6%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 (* 3) × 100]	25.5%
(f) 負債比率 (* 4) [負債合計額 / 純資産額 (* 2)]	13.7倍
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	105.1%

* 1 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出しています。

* 2 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しています。

* 3 「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。

* 4 純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えますが、単純な純資産と負債の比率ではなく、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び株式会社日本商品清算機構に分離保管された預り証拠金を負債から除して計算したものが、より実態を表しています。

同負債合計額を使用した負債比率 2.6倍

平成20年10月30日

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

2008年度開示書類の一部訂正について

2008年度開示書類において、8ページ中の「財務の概要(平成20年3月期決算)」の「(b) 純資産額」を、以下の通り訂正致します。

財務の概要(平成20年3月期決算)

(b) 純資産額	*1	3,275,589千円
----------	----	-------------

*1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出しています。

以上